



## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

厚生労働省では、労働安全衛生法（以下「安衛法」と称する）に基づく定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

事業者の皆様におかれましては、以下の健康診断にかかる質疑応答等を参考に、自身の事業場における健康診断の実施状況をご確認いただき、適切な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

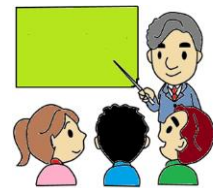
### Q1 パートやアルバイトであれば、定期健康診断を行わなくていいですか？

#### 回答

パートやアルバイトでも「常時使用する労働者」に該当すれば行う必要があります。

「常時使用する労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者、期間の定めのある労働契約により使用される者であっても当該契約の更新により1年以上（特定業務（「深夜業を含む業務」など14業務（安衛則第13条第1項第2号）に従事者にあつては6か月以上）使用されることが予定されている者及び当該労働契約の更新により1年以上引き続き使用されている者。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者。



【関係法令：安衛法第66条、安衛則第43条、第44条】

### Q2 定期健康診断の結果については、会社で保管する必要がありますか？

#### 回答

少なくとも、個人の記録を5年間保存すればよいこととなっています。

また、記録を保存する場合は、健康診断個人票（様式第5号）を作成することになっています。（法令の様式を用いない場合は、様式第5号の内容を満たしていればよい。）

【関係法令：安衛法第66条の3、安衛則第51条、第100条】

### Q3 定期健康診断の費用は、誰が負担すべきですか？

#### 回答

安衛法で、事業者（会社）に健康診断の実施義務を課している以上、当然、事業者（会社）が負担すべきものであります。

【関係法令：安衛法第66条、安衛則第43条、第44条】

## Q4 定期健康診断の結果、異常な所見があると診断されたときの対応は？

### 回答

安衛法では、定期健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常な所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置（就業区分）について、医師から意見を聴くことと定められています。

なお、当該意見聴取については、定期健康診断が行われた日から3か月以内に行い、聴取した医師の氏名とその意見を健康診断個人票に記載する必要があります。

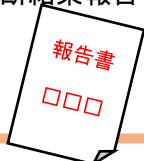
さらに、事業者（会社）は、医師からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。

【関係法令：安衛法第66条の4、第66条の5】

## Q5 定期健康診断の結果について、監督署への報告は必要ですか？

### 回答

常時50人以上の労働者を使用する事業場について、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を、所轄労働基準監督署長に提出することとなっています。



【関係法令：安衛法第100条、安衛則第52条】

## 安衛法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご利用ください。

安衛法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスについては、所轄労働基準監督署に申請又は届出を行う場合に使用する様式を、事業者（会社）の皆さんがインターネットを利用して作成できるサービスです。また、入力したデータを保存しておくことで、次回の入力の際、共通する部分の入力を省略することができます。なお、本サービスの利用において、事前の申請や登録は不要です。

現在、本サービスに対応している届出・申請は以下のとおりです。

- ・労働者死傷病報告
- ・**定期健康診断結果報告書**
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書



※ 本サービスでは、オンラインでの申請はできませんので、作成した帳票は必ず印刷し、所轄労働基準監督署に提出してください。